

● **世界各地で象牙を破壊**

2015年6月19日ニューヨーク・タイムズスクエアで違法取引のため押収された象牙1トンあまりが破壊されました。これは象牙の違法取引を許さないというメッセージを世界に発信するために行われました。米国ではデンバーに続き2回目の象牙破壊です。2013年以降、象牙の破壊イベントは、フィリピン、中国、香港、フランス、チャド、ベルギー、コンゴ共和国、ガボン、エチオピア、ケニア、アラブ首長国連邦で行われました⁽¹⁾。



アメリカ合衆国魚類野生生物局のウェブサイト <http://www.fws.gov/elephant-ivory-crush.html>

● **減らない密猟**

象牙の破壊イベントが続く背景には、アフリカゾウの自然増加率を超える密猟があります。象牙はゾウの命と引き換えに得られるものです。

アフリカゾウはワシントン条約では、1977年から国際取引に輸出国の許可が必要な種(附属書II)でした。しかし密猟が激化し、1979年から1987年のわずか8年間で130万頭から50万頭に生息数が減ってしまいました⁽²⁾。この間に日本へ大量の象牙が輸入されています。1989年にワシントン条約の決議により象牙の国際取引が禁止され(附属書I)、ようやくアフリカゾウの個体数が増加に転じました。

その後、ワシントン条約で特定の地域個体群を附属書IIに戻す決議がなされ、1999年に「一回限りの象牙取引」としてボツワナ、ナミビア、ジンバブエから

日本へ、2009年にはボツワナ、ナミビア、ジンバブエ、南アフリカから日本と中国へ象牙が輸出されました。そして再び密猟が激化し、2011年は1989年以降最悪の密猟を記録し、その後も高止まりしています⁽³⁾。

世界で押収された象牙は、ワシントン条約にサンプルが集められ、DNA分析が行われています。2015年6月に発表された研究では、密輸象牙がタンザニアとモザンビーク周辺およびコンゴ共和国、ガボン、中央アフリカ共和国周辺に集中していたことが明らかになりました。

研究グループは、現在のアフリカゾウの生息数を40万頭と推定すると、次の10年で絶滅するおそれがあると警告しています⁽⁴⁾。

● **野生生物犯罪と闘う**

近年、国際的な犯罪の中で野生動物の密猟や森林の違法伐採の占める割合が大きくなり、これらの野生生物犯罪は重大な犯罪として認識されるようになりました。野生生物犯罪は暴力、汚職など他の犯罪も一緒に行われます。とくにゾウの密猟と象牙の違法取引は、アフリカの武装組織や国際犯罪組織の資金源を断つためにも重視されています⁽⁵⁾。

2010年に「野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム(ICWC)」がワシントン条約、インターポール、国連薬物犯罪事務所、世界銀行、世界税関機構により発足しました。ICWCは、2015年5月に「コブラIII作戦」を行い、象牙、薬用植物、サイの角、センザンコウ、ローズウッド、カメなどの違法取引で139人を逮捕し、モザンビークで340点の象牙と65点のサイの角を押収するなどの成果をあげました⁽⁶⁾。

● **各国で国内取引管理を強化**

ワシントン条約第16回締約国会議(2013年バンコク)で、CITES国際象牙行動計画(NIAPs)の策定が決議されました。これにより中国、ケニア、マレー

シア、フィリピン、タイ、ウガンダ、タンザニア、ベトナムが「第一の関係国」として緊急に行動計画を策定し、次いでカメルーン、コンゴ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ガボン、モザンビーク、ナイジェリアが「第二の関係国」として行動計画を策定することになりました。

警告にも関わらず行動計画を提出しなかった国に対して、常任委員会はワシントン条約附属書掲載種(輸出国の許可があれば取引可能な種も含む)の商業貿易を、計画を提出するまで停止する命令ができます。実際に2015年4月にコンゴ民主共和国との貿易を停止する勧告が締約国に出されました⁽⁷⁾。

日本はアンゴラ、カンボジア、カターラ、アラブ首長国連邦、ラオスとともに「監視が重要な国」になっており、象牙貿易と象牙市場の規制について報告することになっています(決議16.78-16.80)。

2015年5月29日の北京での象牙の破壊イベントでは、中国国家林業局の管理者が中国国内の象牙市場を段階的に終了すると発言しました⁽⁸⁾。その時期は備蓄象牙がなくなる2017年ではないかとの報道があります⁽⁹⁾。

このように各国でゾウの密猟を止めるための取り組みが進み、世界からの厳しい目は象牙の消費国である日本へ注がれています。



2014年11月にコンゴ共和国で密猟されたマラルミゾウ象牙はゾウの命と引き換えに得られるものです。
Photo: Marcel Ngangou

【参考】

- *1 ワシントン条約HP http://cites.org/eng/news/sg/US_ivory_crush_2015
- *2 ワシントン大学保全生物学センター <http://conservationbiology.uw.edu/research-programs/tracking-poached-ivory/>
- *3 ワシントン条約HP https://cites.org/eng/mike_figures2014
- *4 ワシントン条約HP https://cites.org/eng/icccw_crime_congress_2015
- *5 ワシントン条約HP http://cites.org/eng/news/pe/icccw_press_release_cobra_III
- *6 ワシントン条約HP <https://cites.org/eng/niaps>
- *7 トラフィックHP <http://www.traffic.org/home/2015/5/29/china-signals-end-to-domestic-ivory-market-during-destructio.html>
- *8 AP通信報道 <http://www.fox10phoenix.com/story/29404297/conservationists-new-china-policy-could-save-elephants>

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原寿雄(女子栄養大学名誉教授) 会長: 安藤元一(ヤマザキ学園大学教授) 副会長: 小川深(東京大学名誉教授) 森川純(群馬大学特任教授) 事務局長: 鈴木希理恵 理事: 永石文明(獨逸エコロジーCS) 並木美紗子(帝京科学大学教授) 西原智昭(WCS日本) 吉沢広祐(国学院大学教授) 山崎壽一(京都大学総長) 監事: 藤田厚子(女子栄養大学教授) 顧問: 岩田好宏(元・中野高校教諭)

〒180-0022

東京都武蔵野市境1-11-19 モウトAPT102

Tel&Fax: 0422-54-4885

E-mail: info@jwcs.org <http://www.jwcs.org>

【会費・寄付のご送先先】
郵便振替 00160-9-715145
加入者名 野生生物保全論研究会
正会員年間 5000円

表紙: センザンコウ

JWCS通信 2015年通巻75号

2015年7月発行

発行人=安藤元一

編集=鈴木希理恵

デザイン: 土肥優子

